

企業名称使用禁止・制限規則

2017年7月31日国家工商行政管理総局工商企注字[2017]133号により発布
同日施行

目次

第1章	総則
第2章	禁止性規則
第3章	制限性規則
第4章	附則

第1章 総則

第1条 企業名称の審査行為を規範化し、企業名称対比システムを確立して完全化し、かつ、申請人のためにより便利な企業名称登記及び審査・承認（編注：原語は、「核准」である。以下同じ。）サービスを提供するため、「会社法」、「企業法人登記管理条例」、「会社登記管理条例」、「企業名称登記管理規定」及び「企業名称登記管理実施弁法」並びに工商総局の関係する規範性文書等に基づき、この規則を制定する。

第2条 この規則は、企業名称登記及び審査・承認に関する業務にこれを適用する。企業名称審査人員は、この規則により企業名称申請に使用禁止・制限に関する内容が存在するか否かについて審査をし、関係規定に従い審査・承認し、又は却下する旨の決定をする。

第3条 企業登記機関は、この規則により企業名称対比システムを確立して完全化し、申請人のために企業名称スクリーニング・サービスを提供することができる。企業名称自主申告改革試行地区は、この規則を参照し、対比及び申告システムを確立して完全化し、申請人のために自主申告及び自己責任自己負担の登記サービスを提供することができる。

第2章 禁止性規則

第4条 企業名称は、同一の企業登記機関が既に登記登録し、又は審査・承認した同業種の企業名称と同一であってはならない。

2 次の事由には、この条項の規定が適用される。

- (1) 同一の登記機関が既に登記し、若しくは既に審査・承認したが登記しておらず、かつ、なお有効期間内にあり、又は既に申請されたが審査・承認していない同業種の企業名称と同一であること。
- (2) 抹消登記手続をして1年が経過していない同業種の企業名称と同一であること。
- (3) 同一の登記機関による企業名称の変更につき1年が経過していない原同業種の名称と同一であること。

(4) 設立登記を取り消され、及び営業許可証を行政処罰として取り消されたが抹消登記手続をしていない同業種の企業名称と同一であること。

第5条 企業名称には、国の利益又は社会公共利益を損なう内容及び文字を含めてはならない。

2 次の事由には、この条項の規定が適用される。

(1) 消極的な、又は不良な政治的影響を有するもの。例えば、「支那」、「黒太陽」及び「大地主」等である。

(2) テロリズム、分裂主義及びエクストリーミズムを宣揚するもの。例えば、「九一」、「東突」及び「占中」等である。

(3) 植民地文化の色彩を帯び、民族の尊厳を損ない、及び人民の感情を傷つけるもの。例えば、「大東亜」、「大和」及び「福爾摩薩」等である。

(4) 人種、民族及び性別等の差別的傾向を帯びるもの。例えば、「黒鬼」等である。

(5) 封建文化の残滓を含み、社会の良好な風習に違背し、又は民族の風俗・習慣を尊重しないもの。例えば、「鬼都」及び「妻妾成群」等である。

(6) 麻薬、淫猥、色情、暴力又は賭博にかかわるもの。例えば、「海洛因」及び「推牌九」等である。

第6条 企業名称には、公衆に対し欺罔又は誤解をもたらすおそれのある内容及び文字を含めてはならない。

2 次の事由には、この条項の規定が適用される。

(1) 党及び国の指導者、旧世代の革命家、有名な烈士及び有名な模範的人物の氏名を含むもの。例えば、「董存瑞」及び「雷鋒」等である。

(2) 不法組織の名称又は反動的政治人物若しくは公衆が熟知する否定的人物の氏名を含むもの。例えば、「法輪功」、「汪精衛」及び「秦檜」等である。

(3) 宗教組織の名称を含み、又は顕著な宗教的色彩を帯びるもの。例えば、「基督教」、「佛教」及び「伊斯蘭教」等である。

第7条 企業名称には、外国国家（地区）の名称及び国際組織の名称を含めてはならない。

第8条 企業名称には、政党の名称、党派・政府・軍隊機関の名称、大衆団体組織の名称、社会組織の名称及び部隊番号を含めてはならない。

第9条 企業名称には、国の規範に適合する漢字を使用しなければならず、外国語、表音文字及びアラビア数字を使用してはならない。

第10条 企業名称には、その他の法律又は行政法規が禁止する旨を定める内容及び文字を含めてはならない。

第11条 企業名称は、行政区画、屋号、業種及び組織形式により順次にこれを組成しなければならない。企業名称中の行政区画は、当該企業所在地の県級以上の行政区画の名称又は地名である。市管轄区の名称は、これを単独で企業名称中の行政区画として用いることができない。

第12条 企業名称中の屋号は2つ以上の国の規範に適合する漢字によりこれを組成しなければならず、行政区画、業種及び組織形式はこれを屋号として用いてはならない。

第13条 企業は、その主營業務に基づき、国の業種分類標準が区分する類別により、企業名称において所属する業種又は経営の特徴を表示しなければならない。国の法律又は法規及び国务院の決定等が企業名称中の業種について特段の要求を有する場合には、企業名称において表示しなければならない。企業名称においては、国の法律又は法規及び国务院の決定等が経営を禁止する業種を表示してはならない。

第14条 企業は、その組織構造又は責任形式に基づき名称において国の法律又は法規及び国務院の決定の規定に適合する組織形式を表示しなければならない。かつ、その組織構造又は責任形式と一致しない組織形式を使用してはならない。

第3章 制限性規則

第15条 企業名称は、同一の企業登記機関が既に登記登録し、又は審査・承認した同業種の企業名称と近似してはならない。ただし、投資関係を有する場合を除く。

第16条 企業法人名称中には、その他の非営利法人の名称を含めてはならない。ただし、投資関係を有し、又は当該法人の授権を経て、かつ、当該法人の略称又は特定呼称を使用する場合を除く。当該法人の略称又は特定呼称がその他の意義を有し、又は指向が不確定である場合には、授権を経ないことができる。

第17条 企業名称中には、別の企業名称を含めてはならない。ただし、投資関係を有し、又は当該企業の授権を経て、かつ、当該企業の略称又は特定呼称を使用する場合を除く。当該企業の略称又は特定呼称がその他の意義を有し、又は指向が不確定である場合には、授権を経ないことができる。

第18条 企業名称は、非営利組織である旨を明示し、若しくは暗示し、又は企業設立の目的を超えてはならない。ただし、その他の意義を有し、又は法律若しくは法規及び国務院の決定に別段の定めのある場合を除く。

第19条 国務院が設立を決定する企業を除き、企業名称には、「中国」、「中華」、「全国」、「国家」及び「国際」等の文字を冠してはならない。企業名称の中間において「中国」、「中華」、「全国」、「国家」又は「国際」等の文字を使用する場合には、当該文字は、業種の限定語でなければならない。外国（地区）出資企業の屋号を使用する外国投資家独資企業及び外国側が株主権益を支配する外国投資家投資企業は、名称の中間において「(中国)」という文字を使用することができる。以上3類の企業名称については、工商総局の審査・承認を経る必要がある。ただし、企業名称の中間において「国際」という文字を使用する場合を除く。

第20条 企業名称には、企業所在地の省（自治区及び直轄市を含む。）、市（州、地及び盟を含む。）又は県（市管轄区、自治県及び旗を含む。）の行政区画名称を冠しなければならない。ただし、次の条件のいずれかに該当し、工商総局の審査・承認を経た場合には、企業名称には、企業所在地の行政区画を含めないことができる。

- (1) 国務院が認可するもの
- (2) 工商総局が登記登録するもの
- (3) 登録資本（又は登録資金）が5000万元人民幣を下回らないもの
- (4) 工商総局に別段の定めのあるもの

第21条 市管轄区の名称が市行政区画と連用される企業名称は、市の企業登記機関がこれを審査・承認する。省、市又は県の行政区画が連用される企業名称は、最高級別行政区の企業登記機関がこれを審査・承認する。上級の企業登記機関は、下級機関に授権して当該機関が審査・承認すべき企業名称を審査・承認させることができる。

第22条 企業名称の屋号は、文字、単語又はその組み合わせによりこれを構成しなければならない。語句、句群及び段落を使用してはならない。ただし、顕著な識別性を有し、又はその他の意義を有する短句を除く。

第23条 企業名称の屋号には、「国家級」「最高級」及び「最佳」等の誤導性を帯びた内容及び文字を含めてはならない。ただし、その他の意義を有し、又は部分使用をし、かつ、屋号全体がその他の意義を有する場合を除く。

第 24 条 企業名称の屋号については、外国国家（地区）の所属管轄区又は都市の名称及びその略称又は特定呼称をもって屋号としてはならない。ただし、その他の意義を有し、又は部分使用をし、かつ、屋号全体がその他の意義を有する場合を除く。

第 25 条 行政区画は、これを用いて屋号としてはならない。ただし、県以上の行政区画の地名がその他の意義を有する場合を除く。

第 26 条 企業名称については、職業、職位、学位、職称、軍隊の階級及び警察の階級等及びその略称又は特定呼称をもって屋号としてはならない。ただし、その他の意義を有し、又は部分使用をし、かつ、屋号全体がその他の意義を有する場合を除く。

第 27 条 企業は、工商総局がこれまでに周知商標保護を与えた規範的漢字を使用して同業種の企業名称の屋号としてはならない。ただし、既に当該周知商標保有者の授權を取得した場合を除く。

第 28 条 企業名称中の業種は、主營業務と一致しない用語を使用してこれを表記してはならない。次の条件に適合する場合には、国民經濟業種類別用語を使用しないで企業の従事する業種を表記することができる。

- (1) 企業の經濟活動の性質が国民經濟業種の 5 つ以上の大分類のそれぞれに属すること。
- (2) 企業の登録資本（又は登録資金）が 1 億元以上であり、又は企業集団の親会社であること。
- (3) 同一の企業登記機関が登記し、又は審査・承認した同類別企業名称中の屋号と同一でないこと。

第 29 条 法律、法規、國務院の決定及び工商総局の規則又は規範性文書が企業名称の業種表記について特段の定めを有する場合には、当該定めに従う。

第 4 章 附則

第 30 条 地方企業登記機関は、地方性の法規及び政府の規定に基づき、使用禁止・制限内容を詳細化することができる。

第 31 条 農民專業合作社、個人工商業者及び非法人分支機構（營業單位）の名称の登記及び審査・承認については、この規則を参照して執行する。

第 32 条 この規則は、関連する法律又は法規及び國務院の決定等の調整に基づいて適時にこれを調整し、かつ、公布する。

第 33 条 この規則は、工商総局がこれを解釈する。

（中文法令研究会翻訳。会長：萩野敦司 副会長：広瀬元康 事務局長：森啓太）